６　障害福祉サービス等情報公表システムへの登録等

　平成30年４月１日より、障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。障害福祉サービス等情報の報告及び公表にあたっては、障害福祉サービス等が圏域を超えて提供されている実態を踏まえ、利用者等の利便性を確保するために、インターネット上で全国の施設・事業所の障害福祉サービス登場が閲覧、検索できるよう、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて一元的に行うこととしています。

　各事業所におかれましては、毎年度、当該システムで公表している内容の更新をしてください。